

令和3年8月12日
監査委員決定

令和3年行政監査実施計画

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第2項の規定により、東京都監査委員監査基準及び令和3年監査基本計画に基づき、令和3年行政監査を以下のとおり実施する。

1 監査のテーマ

新型コロナウイルス感染症対策事業

2 監査の目的

令和2年度、都は、新型コロナウイルス感染拡大を防止し、都民の生活や経済活動を支えるため、総額2兆円規模の新型コロナウイルス感染症対策事業を行っている。また、令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症対策事業を新設・延長している。

新型コロナウイルス感染症対策事業は、都民の生命と財産を守る重要な事業であり、緊急かつ大規模な事業を行ったものであることから、行政監査において、感染症対策事業としての観点から目的に沿った事業運営となっているかを監査する。

ただし、現に感染拡大が継続し、事業規模も拡大し続けていることから、令和4年も引き続き監査を行う。なお、令和4年監査の実施計画については、別途定める。

3 監査対象局

福祉保健局及び産業労働局

4 監査対象事業

- (1) 感染者の発見、隔離、治療等に係る事務・事業
- (2) 感染拡大防止事業のうち、補助金・協力金等に係る事業

5 監査の観点

感染症対策事業の目的に沿った事業運営が行われているかについて、主に次に掲げる観点から監査する。

- (1) 可能な限り速やかに事業が行われているか。
- (2) 事業の目的に照らして、必要な適正性や効率性、効果等が確保されているか。

6 監査期間

令和3年11月から令和3年12月まで（令和4年も継続実施予定）

7 結果の報告及び公表

監査の結果報告及び公表は、令和4年監査終了後に行う。